

## 新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業申請要領

### 【申請のご案内】

#### 【支援金の額】

1 事業者あたり最大10万円を2回まで支援

(補助率 5分の4以内、1回あたりの申請の上限10万円まで)

※1回の申請の購入金額の合計が3万円未満の場合は申請できません。

#### 【受付期間】

令和3年2月15日(月)から同年9月30日(木)まで

#### 【申請方法】

郵送のみ 令和3年9月30日(木)消印有効

※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出をお願いします。

#### 【郵送先】

〒510-8501

三重県四日市市市諏訪町2番5号

四日市商工会議所 新型コロナウイルス対策係

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

#### 【お問い合わせ先】

四日市商工会議所 新型コロナウイルス対策係

電話番号 059-352-8195

受付時間 9時から17時まで(月～金・土日祝日除く)

#### 【書類の入手方法】

四日市商工会議所のホームページからダウンロード

(アドレス) <http://www.yokkaichi-cci.or.jp/m01/coronashien/>

## 1. 概要

四日市商工会議所が行う新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業に補助することにより、市内中小事業者等が国の業種別ガイドライン等を踏まえて実施する感染防止対策を促進し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ります。

## 2. 事業の内容

この事業は、対面で接客してサービスを提供する業種を対象に、感染防止対策を実施するための消耗品費を支援するものです。

### (1) 支給対象者

- ・ 中小企業（下記表1）または個人事業者等に該当する事業者
- ・ 市内で対面して直接サービスを提供する業種（下記表2）を営んでいること。
- ・ 四日市市の税金を滞納していないこと。
- ・ 本補助金の補助対象となる事業所が市内にあること。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行っていないこと。
- ・ 本補助金の申請日以降も事業を継続する意思があること。
- ・ 業種によって必要な許認可等を受けていること。
- ・ 業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を実施すること。
- ・ 購入した感染防止対策の消耗品を転売しないこと。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、四日市市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当していないこと。

※宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは対象外となります。

(表1) 中小企業者の定義

業種	どちらか一方が該当すること	
	資本金	常時雇用する従業員数
①. ②③④以外の業種	3億円以下	300人以下
②. 小売業	5,000万円以下	50人以下
③. 旅館業	5,000万円以下	200人以下
④. サービス業	5,000万円以下	100人以下

(表2)

業種	業態	対象
小売業 ※通信販売は 不可	織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車 小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、 医薬品・化粧品小売業（保険薬局を除く）、燃料小売業（ガソリン スタンド等）、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽 用品・楽器小売業、写真機・時計、ペット・ペット用品小売業、中 古品小売業、その他小売業 など 対面で接客して物販・サービスの提供を行うもの	○
飲食業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、居酒屋、喫茶店、そ の他の飲食店など 対面で接客して飲食・サービスの提供を行うもの	○
宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿泊所、その他の宿泊所など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
生活関連 サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業・旅行代理業、観光案内業（ガ イド）、冠婚葬祭業（葬儀業、結婚式業）、写真プリント、くじ売 さばき業、ペット美容室、宅配サービス業、運転代行業 など その 他生活関連サービス業など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
スポーツ施設 提供業	ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング 練習場、フィットネスクラブ、トレーニングジム など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
娯楽業	映画館、劇場、遊園地、遊戯場、ダンスホール、カラオケボックス 業、娯楽に附帯するサービス業、他に分類されない娯楽業 など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
不動産業、 物品賃貸業	不動産取引・賃貸業、物品賃貸業（貸衣装業等） など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
その他	療術業（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり・柔道整復業等）、 自動車整備業、電気機械器具修理業、福祉タクシー など 対面で接客してサービスの提供を行うもの	○
金融・保険業	信用金庫、貸金業、質屋業、証券会社、保険代理店 など	×
専門・技術 サービス	法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事 務所、公認会計士事務所、税理士事務所、写真館 など	×
教育、学習 支援業	自動車教習所、学習塾、音楽教授業、書道教授業、そろばん教授 業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業（ヨガ教室、ダイ ビング教室）、その他の教養・技能教授業など	×

## (2) 補助対象経費

国の業種別ガイドライン等を踏まえて実施する感染症防止対策のうち、対面で接客して物販やサービスを提供する際に要する消耗品費等

対象となるもの（例示）
○物品関係
マスク
ゴーグル
アクリル板
ペーパータオル
ビニールカーテン
消毒用アルコール
コイントレー
ウイルス除菌剤
フェイスシールド
空気清浄機（ウイルス除去機能付※）
換気扇
サーキュレーター
次亜塩素水（及び生成給水機）
非接触型体温計
ゴム手袋
サーモカメラ
エアコン（ウイルス除去機能付※）
アルコール消毒液ポンプスタンド

対象とならないもの（例示）
○工事・改修関係
物品の設置工事費
店舗の修繕工事費
社会的距離を保つための床サイン施工費
店舗のレイアウト変更工事費
○その他
人件費
交際費
清掃費
リース代

※ウイルスを除去または抑制する機能が記載されている製品取扱説明書やカタログのコピー、ホームページの抜粋などを添付してください。

## (3) 補助率・上限額

支援対象経費の5分の4以内（税込） （1回あたりの申請上限 100 千円）

※ただし1回あたりの経費対象金額（税込）の合計が 30 千円未満を除く。

※今回申請する物品等は、同様の国や県市町が実施する補助金の給付を受けていないこと。

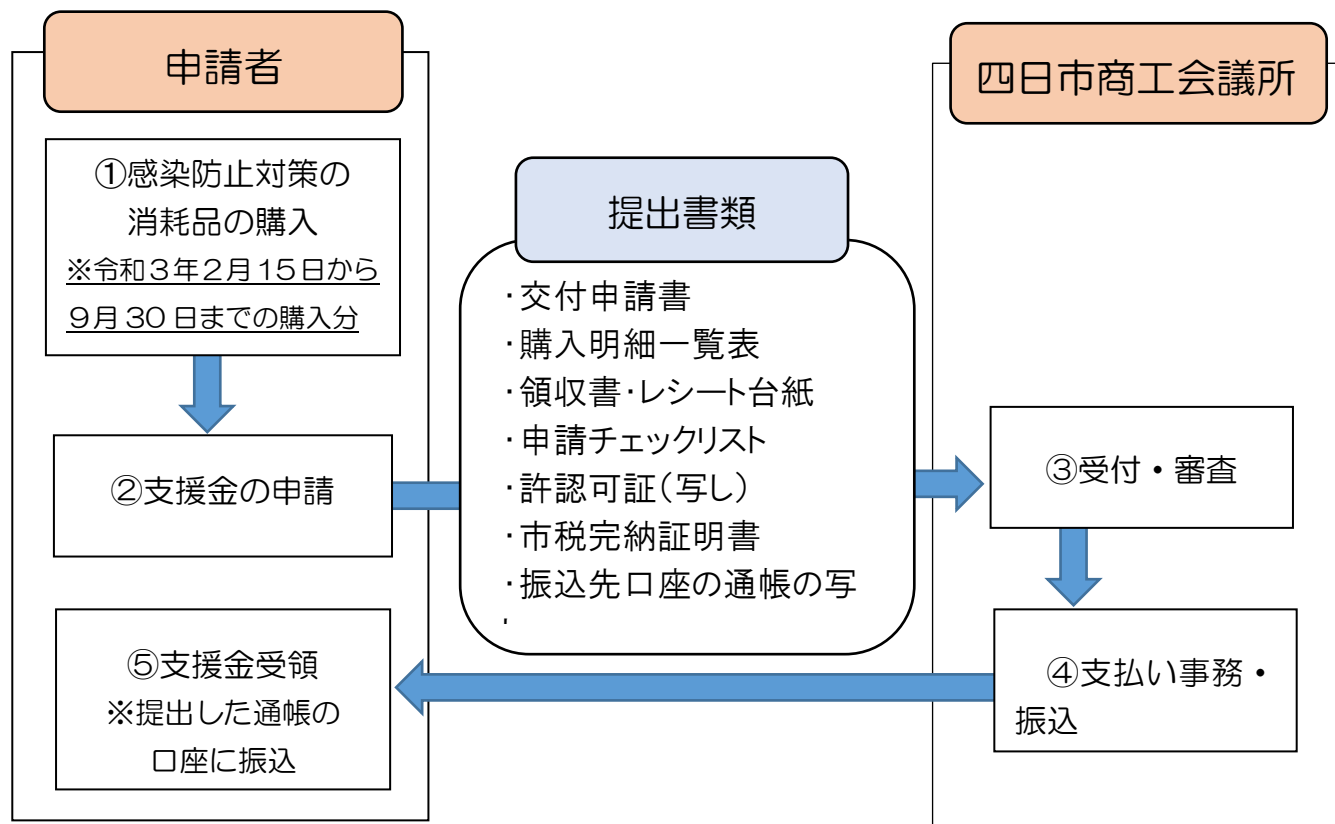
※複数店舗等ある事業者については複数店舗等をまとめて申請してください。

※1事業者あたり2回まで申請できます。

## (4) 申請期限

令和3年9月30日（木）消印有効

### 3. 申請手続きの流れ



※通帳の口座に振り込んだ金額が支援金の決定額になります。

(決定額の通知等はいりません。)

※交付申請書に必要な書類を添えて、郵送で提出してください。

※申請書類一式を受理後、不備がない場合は2週間ほどを目処に振込を予定していますが、申請が多い場合は、1か月ほどかかることがあります。

もし1か月经過しても、振込がなければ、ご連絡ください。

### 4. 提出書類

- ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書
- ・ 購入明細一覧表
- ・ 購入した感染防止対策の領収書・レシートの写し添付台紙
- ・ 申請チェックリスト
- ・ 許認可証（許認可等が必要な業種のみ）の写し
- ・ 市税の完納証明書（写しも可）※申請日から2か月以内のもの
- ・ 振込先口座の通帳の写し

## 5. 書類の入手方法

四日市商工会議所のホームページからダウンロード

(アドレス) <http://www.yokkaichi-cci.or.jp/m01/coronashien/>

## 6. 申請方法

### (1) 郵送のみ

※新型コロナウイルス感染防止のため、持参による申請の受付はできません。

※簡易書留など申請者が郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(郵送途中の紛失については、当方は一切責任を負いません)

※送料は申請者の負担になります。

### (2) 宛先

〒510-8501

四日市市諏訪町2番5号

四日市商工会議所 新型コロナウイルス対策係